

会議の概要報告	
1. 会議の名称	第4回甲賀市地域情報基盤のあり方審議会
2. 開催日時	令和4年(2022年)11月11日(金)15時00分～16時25分
3. 開催場所	甲賀市役所 別館101会議室
4. 議題	(1) 第3回審議会の議事録案について (2) 地域情報基盤の今後のあり方(方向性)について 《審議会答申書案について》 (3) その他
5. 公開又は 非公開の別	公開
6. 出席者	井上会長、森田副会長、奥野委員、青木委員、長沢委員、吉田委員、 菊池委員、福田委員、松村委員
7. 傍聴者数	5人
8. 会議資料	・次第 ・委員名簿 ・甲賀市地域情報基盤のあり方審議会規則 ・第3回審議会議事録案【資料1】 ・審議会答申書(案)について【資料2】
9. 議事の結果概要	<p>1. 開会</p> <p>2. 会長挨拶</p> <p>○会長：委員各位へ日々のお礼     本日の議事進行への協力お願い</p> <p>3. 審議事項</p> <p>(1) 第3回審議会の議事録案について</p> <p>○事務局説明</p> <p>本審議会の議事録については、発言者の名前を入れず要約した内容としており、事務局説明についても、同様に要約した内容で記載をしている。記載内容について、不明点等あればご指摘をお願いしたい。</p> <p><b>【質疑応答】</b></p> <p>○会長：資料1について質問・意見等、ご発言をお願いします。</p> <p>○委員：3ページの19行目、「費用がしてくることを」とあるが、「発生」が抜けている。「費用が発生してくることを」に変更願う。</p> <p>○会長：他に意見はないようなので、今の点を修正し、公開の手続きをお願いします。</p> <p>(2) 地域情報基盤の今後のあり方(方向性)について     《審議会答申書案について》</p>

○事務局説明

答申書の素案を提示。今までの審議会においていただいた様々なご意見を集約させていただいた。また、前回の審議会において地域情報基盤の方向性、音声放送端末機の方向性についての骨格部分を設定いただいたので、それを基に作成させていただいた。あくまでも現時点での素案となるので、取り扱いにご注意いただきたい。

(朗読による説明)

答申書には添付資料として、甲賀市地域情報基盤のあり方審議会の開催経過、市長からの諮問書、甲賀市地域情報基盤のあり方審議会委員名簿、用語解説を考えている。

【質疑応答】

○会長：私と副会長は、事前に事務局から説明があったが、この素案に対しての意見・修正は行っていない。この場が本当に初めて皆様と議論させていただくことになる。忌憚のないご意見をいただきたい。また、2ページに「本審議会としては、全委員の総意により」と先走るような書き方になっているが、意識せずに、皆様からご意見をいただきたい。

○委員：あくまでも私の思いであるが、高齢者や障がい者に向けたスマートフォン講座をするのであれば、出向くのではなく、市が(株)あいコムこうかの番組内にコーナーをつくれればいいと思う。テレビを見ていて自然に耳に入ることにより、住民が出向く場合よりも覚えやすいと思う。出向く場合は興味がないと参加しないと思う。音声放送端末機からスマートフォンに変えていく意見が強いのであれば、その辺のことを答申書に記載した方が、市の方向性として分かりやすいのではないかと思う。

○会長：番組を通じたデジタルデバイドの対策を行うべきというご意見として、文言等は参考にしながら盛り込ませていただく。

○委員：修正ではないが、私は当初から地域情報基盤とは第三セクターの(株)あいコムこうかも含めたものと考えたと申し上げてきた。答申書素案の中にもそれに近いことが明記されているので、当初よりはかなり現実的な方向に向かっているように思う。実際は、答申書の中に詳しく書き込むことは難しく、大きな流れをこの中に盛り込んであるので、私はこれで内容的には評価をしている。

○委員：付帯事項4番について、「行政および地域情報発信手段として重要な役割を担っている行政放送番組」では、基本的に継続していくことが書かれてある。現状、行政放送番組は、(株)

あいコムこうかの有料サービスに加入されている方のみ視聴できると思うが、市全体の加入率は24%である。ここに多額の経費を市は支出している。地域情報基盤の維持を含めた民間所有方式とする理由は、主に付帯事項4番の理由かと思うが、そのような解釈でよいか。それ以外の付帯事項に関しては、一定企業が独自にやるべき事だが、付帯事項4番だけが行政関係である。

○事務局：付帯事項4番については、これまでの審議会の中で、「初めての手話」や、先程のスマートフォン教室の案内等、行政情報の発信を継続いただきたいという、ご意見をいただいたことから、その要素を今回の答申書素案の付帯事項に入れさせていただいた。

○委員：付帯事項4番の有無で大きく本文の書き方が変わってくると思っている。付帯事項4番があることにより民間所有方式を含めた地域情報基盤が必要になると思う。仮に、無くしてしまった場合に、地域情報基盤自体を無くしても良いという選択も可能となり、その場合は、付帯事項1番から7番は全て不要となる。財政負担を抑えることが目的であれば、民間事業者が既に行っているサービスもあるので、その部分とオーバーラップしている部分を全て省いた場合、付帯事項4番の行政サービスが残り、そのために民間所有方式を含めた地域情報基盤が残ると捉えている。書き方として、「所有しない」というのも含めても良いのではないかと思う。これは選択肢の幅であって、こうしましょうと言うわけではない。前回審議会で、速報はテレビやスマートフォンを使う方が早いという意見があったので、所謂ゼロベースという方法もあるのではと思う。ただ、全体的にはこの素案で良いと思っており、事実経緯やIRU契約の流れ等、(株)あいコムこうかの今後については、市と(株)あいコムこうかが話し合っていくということも素案で触れていただいている。

○会長：私も気になるのは付帯事項4番であり、今の内容のまま、今のやり方のまま、今の放送方式のままで継続するということはないと思っている。財政面で提言をすることや、YouTube等で流すことも含め、時代に合った様々な放送のやり方を提言するために、この中の「制作及び放送等については継続を」の手前に、「番組内容、時間、制作、発信方法を精査した上で」という表現を入れるべきではないかと思う。

○委員：私も気になるのは付帯事項4番であり、この文書のままだと行政による地域情報基盤の運営はそのままだと思う。民間

へ譲渡するのであれば、この文章は無くして良いのではないかと思う。行政情報発信を全部スマートフォンで進めていく前提であったのに、結局、またテレビでも発信するのかとってくるので、付帯事項4番は書かなくても良いと思う。

○会長：おそらくスマートフォンへ切り替えて、いきなり全部スマートフォンで行政情報を流すことはやはり難しい。動画を見られるインターネットや、テレビ等、その方法は考える必要があると思う。

○委員：付帯事項4番に関しては、「重要な役割を担っている行政放送番組」とあるが、これは(株)あいコムこうかへの加入が必須となる有料配信なので、行政情報を有料で売っていることになる。しかも、現状見ることができるのが約3万6,000世帯中、約9,000世帯であり、今の状態でこれが重要な役割を担っているとは言えない。決して、行政情報番組を止めようと言っているわけではなく、配信の仕方を変えれば良いと考える。有料放送版で流すのか、無料で全ての市民が見られる状態にするのかでは大きく違う。

○会長：行政情報番組が不要という住民はいないと思われることから、番組内容や発信方法等の精査が必要ということではないか。

○事務局：付帯事項4番について、例えば、「行政及び地域情報の発信手段の一つである行政情報番組制作および放送等については、評価・必要な見直しを行うこと」といった表現で一度検討させていただきたいと考える。

○委員：「継続を基本とした調整を図ること」となっているので、イメージ的に光ファイバーが通っているテレビから行政情報が有料で販売されるという風にとれてしまうので、ここはもう少しフリーな形で良いのではと思う。この付帯事項4番があるかないかで前段が変わってくる。

○会長：行政情報というのは大事だというご認識を皆様はお持ちであるが、その手法については、精査が必要とされているので、その点を少し考えた方が良い。

○委員：行政放送番組の継続を基本としていくという所に引っ張られ、前段の地域情報基盤の今後は「民間所有方式のみ」とされてしまうことが怖い。仮に、所謂ゼロベースで地域情報基盤を止めたとしても、市として行政情報の発信は何らかの形でされるべきだと思うので、制約事項にならないのであれば良いと思う。言っていることは近いが、前段の部分で制約しない方が良いと思う。

- 事務局：こちらが理解できているかを確認させていただきたいが、前段部分では、市所有方式よりも民間所有方式が良いという書き方をしており、その上で、付帯事項4番については、行政情報番組の制作及び放送自体は続けるが、内容等を見直すべきというようなご意見があったということによろしいか。
- 委員：もう少し前段の部分を説明すると、今、民間所有方式ということが限定的に書かれているが、これは財政負担を抑えることをポイントにしている話し合いなので、所謂ゼロベースも含んでいると思っている。仮に、結果的に受け入れる民間事業者がゼロであった場合、当該施設は維持できなくなるので、無くなるということも想定した文章があっても良いと思う。所謂ゼロベースの場合も可能性としてあり得るので、そこから民間所有方式までという大きな幅が書かれている方が良いのではないかとということである。ただ、必ずどこかへと引き継ぐとなった場合には、行政情報番組の制作及び放送等については継続が基本となるので、財政負担を抑えるということであれば、インフラに乗らなくても情報発信は別の方法でも良いのではないかと考える。
- 会長：万が一のことを考えて、所謂ゼロベースの可能性にも触れた記載をしましょうという一つのご意見である。付帯事項の4番については、書き方や表現の仕方等について、他の委員からもご意見をいただきたい。
- 委員：所謂ゼロベースについても当然考えておくということも大事ではあるが、やはり民間移行を目指して欲しいということを、答申の中では訴えておいた方が良いと思う。その結果としてどこも受け入れられないという事象が起きたら、それはそれで色々な方法を考えてもらえば良い。この審議会としては、「民間移行」と「スマートフォン」という大きな柱が2つあるので、これを明確にした方が良いと思う。
- 委員：皆様のご意見で良いと思う。発信側だけではなく、やはり受け手側の問題があり、スマートフォンが使えない等のデジタルデバイドを市がどれだけ把握されて、どうフォローするかということの検討も必ず付け加えていただきたいと思う。付帯事項7番については、文言がこれだけなので、この中に盛り込む内容もしっかりと考えていただきたいと思う。誰一人残さないように、情報が行き渡るよう考えていただきたいと思う。
- 委員：付帯事項7番については、情報格差の解消に向けて必要な

対策等を講じることではあるが、市側の取り組みとして、もう少し具体的にイメージできるものがあれば記載を検討していただきたい。

○事務局：市の総合計画において、年度ごとに実施計画があるが、その一つに老人福祉一般事業（デジタル活用支援事業）がある。事業主体は長寿福祉課、障がい福祉課、情報政策課となっている。例年、総務省事業と連携したスマートフォン教室を開催し、今年度は聴覚障がい者を対象としたスマートフォン教室を1月から2月に実施する予定となっている。付帯事項7番について、情報格差の解消に向け必要な対策を講じるとあるが、庁内横断的に福祉部局とも連携を図った取り組みを求める表現で検討させていただきたい。

○委員：今お話しいただいたことは、すごくありがたいと思う。スマートフォン教室は、比較的元気な人は会場に行けるが、行きたくても行けないような人たちのことが本当に重要になってくると思うので、長寿福祉課や障がい福祉課とも連携を密にさせていただき、本当にどれだけの人が行けるのか等、そのようなところも考えていただきたい。

○委員：答申書素案本文の「譲渡」という言葉について確認したい。本来「譲渡」とは、有償無償を問わないという意味なので、委員の皆様や事務局がどのようにご理解いただいているかどうかを確認したい。

○会長：私は、「譲渡」とは、「無償譲渡」「有償譲渡」という理解でいる。

○事務局：地域情報基盤設備の価値については、次のステップとなることから価値算定は行っていないが、当初約40億円かけて整備しているが、法定耐用年数の10年が経過したところがあることから、その価値が無なのか有なのかというところも含め、全体を包括した意味での「譲渡」という意味で認識している。

○委員：確認だが、前回の会議で報告を求めた点が2点あった。1つは、民間事業者が、甲賀市の地域情報基盤施設に興味を持っているかどうか、現在調査中だということでそれを回答いただけたらと思う。もう1点は、答申書の雛形を示していただいた中で、今回の甲賀市に見合ったような答申の雛形があったのか、報告をお願いしたい。

○事務局：1点目の可能性調査の結果について、未だ全ての回答が揃っておらず、整理整頓ができていないという状況である。また、本調査の項目や各民間事業者の回答の詳細について

は、やはり経営に関係する内容等、大変デリケートな部分もあり、全体の公開はなかなか難しいと考えている。その中で一つ申し上げるとすれば、興味を持っていただいている民間事業者はあるという点だけお伝えし、お許しいただきたい。もう一点の、甲賀市と似た地域情報基盤の形で審議会をされて、その答申があるのかについてであるが、いろいろな調査を行ったが確認することができなかった。報告が遅れたことをお詫びさせていただく。

○会長：事務局で公開手法等を精査中ということではあるが、興味を持った民間事業者がいるということが確認できたということ。2点目については、自治体の中で方針を決めて、民間に譲渡するという例はあるが、甲賀市のように審議会を開催し、このような丁寧な議論をされて、次のステップを踏まれているところはあまりない。各自治体において様々な事情を抱える中で、このように市民公募も入った審議会で、議論できているというのがまさに甲賀市スタイルであり、市の姿勢を評価できるのではないかと考えている。

○委員：付帯事項6番について、音声放送端末機の設置率が57%に留まっているが、携帯電話等の機器が増えてきて、かなりの方が所有されている状態である。諮問には、財政部分が大きく書かれていたので、移行するときに費用をかけるべきではないということを書いておく方が良いと思う。音声放送端末機から既存アプリを活用して携帯電話へ移行と書きながら、現在、甲賀市も公式LINEに力を入れて発信されているので、その辺を踏まえて、お金がかからないようにうまく転換できる書き方も考えられるのではないかとと思う。

○事務局：例えば京丹波町のように、新たなアプリを使って、音声放送端末機の代替を進めた自治体もあるが、現状、甲賀市では公式LINEがあり、それを通じて安全安心情報の発信等を日々行っている。よって、音声放送端末機を見直そうという時に、市公式LINEへその役割を転換することを読み取れる表現にした方が良いのではないかと委員からの投げかけでよろしいか。

○委員：私はそのように思っている。市が新たなアプリを導入することになれば、結局、地域情報基盤整備をした時と同じように、新たな負担が生じることになる。よって、公式LINE等の現在展開している媒体に集約することで労力やコストが軽減でき、その方が汎用性もあって良いということである。音声放送端末機の設置率が57%しか増えなかったと書

いてあるが、そうならないように、止めておく手段をここで記載した方が良い。繰り返すが、新たなアプリを導入する話が進んでしまうと、多くの労力やコストが生じることになる。そのことで市職員の時間や労力を奪ってしまう。

○事務局：現在、市役所内において情報発信のあり方を検討している。広報紙やホームページ、音声放送端末機や行政情報番組等、多くの媒体がある中で、どのようにすれば市民へ確実に情報が伝わるのかの議論をしている最中である。

○会長：本審議会では、先ず大きな方向を答申として決めていくべきであり、市は、その答申を基に次のステップへ進んでいくことになることから、そこまで詳細を決めてしまわない方が良いのではないかと思う。

○委員：地域情報基盤を整備した当初、民間事業者がいた時期にも関わらず、市が独自に約40億円も経費をかけて整備した。同じことが起こらないように止めることを記載する必要性があると思っている。集約化等、使えるものは使い、時代が変わり、新たな物が出た場合は乗り換えれば良い。そのような意味で新たな物を導入していくことは極力避けた方がよい。

○会長：この部分は、付帯事項5番のところに「民間所有方式の検討から実施については、常に行政運営の効率化と財政負担の抑制を図り適正化に努めること」と書かれており、釘が刺されているのでこのままで良いのではないか。付帯事項の6番についても、時代と状況は変わるので、アプリも本当に市民の皆様が望まれているものが何かを含めていくと、正直未知数である。付帯事項としては、重要な「誰一人取り残さないよう市としてのフォロー」等は当然盛り込むが、なるべくシンプルにしてはどうか。それ以外は付帯事項に記載をせずに、答申を市長にお話する時に、審議会委員の皆様からの貴重なご意見として申し上げていくことが良いと思う。委員の皆様のご意見は大切ではあるが、全部盛り込んでしまうと、纏まらなくなるので、シンプルな形にしていきたい。

○委員：全体の雰囲気としては良いと思うが、本文2ページのところの8行目ぐらいで、持続可能で経済的にも安定したサービス提供を行うことが困難となることを想定すると書いているが、市の財政に関わることを、この審議会で議論することは良いのかというところはある。お金がかかることはわかっているが、それが市にとって「負担となって継続不可能となるということ」を想定する」というところは、行き過ぎた表現



と感じた。付帯事項6番についても、音声放送端末機を新しい何かの形に変えなければならないという議論はあったが、その中にはいくつか方向性が示されていた。携帯端末つまりスマートフォンに限らないような可能性も検討されていたが、ここでは、スマートフォンに限定する形で付帯事項として書かれている。そこまで限定しない書き方で良いと思う。例えば、情報発信の進め方については、その時代時代に合わせて変えていくというような形の書き方が良いのかもしれないと思う。前回の議論でも申し上げたが、発信する情報が何なのかということ、その情報の性質に合わせて適切なメディアが選ばれるべきではないかと思う。

○会長：付帯事項6番の方向については、スマートフォンを限定にした書き方にするのか、事務局の方で精査いただきたい。情報発信について、時代に合った見直しや、その検討を行う機会というのは重要であり設けていくべきだと思う。財政面のことについては、何も心配が無ければ審議会は始まっていないことから、今一度精査をしていただきたい。

○委員：答申書素案の方向性として財政が厳しいということはあったと理解しているが、継続性という観点での議論をこの審議会ではしていないと思っているので、表現として書き過ぎている感じがあると思う。

○委員：去年の9月に策定された、甲賀市ICT推進ビジョンの中身は、答申案と方針が違う。例えば、「本市の強みである光ファイバーを活用しつつ、より効率的なネットワークを構築する。」「第3セクター(株)あいコムこうかを通じた提供サービスの充実」等の記載があるが、本審議会からの答申を受けた後の市の動き等について、同計画が逆に弊害にならないのか心配している。市の考え方を教えていただきたい。

○事務局：甲賀市ICT推進ビジョンは令和3年に作成したが、内容は令和2年から考えていたものであり、ご意見のとおり、審議会で審議いただいている内容と方向性が異なる。今回の審議会の答申を受けた後、必要に応じて改めていく形で進めていきたい。

○委員：答申書素案の文言の中に強い言い回しがされている部分があり、優しい文言にしていきたい。あくまでもここは決定機関ではなく審議会なので、提案するという立場で文言を見直していただきたい。併せて、行政放送番組とは何か教えていただきたい。

○事務局：「きらめきこうか」という市の情報番組であり、各課から

のイベント情報やお知らせ等を放送している。制作は㈱あいコムこうかに委託をしている。

○委員：広報紙なのか、音声放送端末機なのか、テレビ番組なのか、何が大きかを絞って考えていただきたいと思う。大きな問題は費用面であり、コストパフォーマンスを考える提案内容としていただきたい。

○会長：皆様からいただいたご意見を一度事務局でよく精査をしていただいて、次回の審議会で方向を出していくということにしたい。答申書に載せない部分については、別の形で纏めた上で、市長報告の時にお話しをさせていただく形でお願いしたい。

### (3) その他

特になし。

### 4. 次回審議会の調整

○12月20日(火) 15時から市役所での開催を設定

### 5. 閉会(副会長挨拶)

○副会長：基本的な方向性については、前回確認いただき、それを基に、今回は具体的な答申案の審議ということで、非常に熱心にご審議いただいた。もう少しで山頂に辿り着く所まで来ていることから、引き続き、委員各位のご協力をお願いします。

(以上)